

平成22年(2010年)第4回市議会定例会  
提出議案市長説明要旨(22.12.14)

本日追加提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第127号 行政組織条例中改正については、先に提出いたしました議案第107号について、総務常任委員会での採決結果を踏まえ、一部修正が必要なものと判断いたしましたので、改めて提出するものです。

修正した内容は、国民健康保険に関する事務を「市民部」ではなく「福祉部」にしようとする点です。

以上、提出議案についてその概要をご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご議決いただくようお願い申し上げます。

平成22年第4回市議会定例会提出議案

議案第 127号 行政組織条例中改正について

127

127

議案第 127号

行政組織条例中改正について

行政組織条例の一部を次のように改正する。

平成22年12月14日提出

横須賀市長 吉 田 雄 人

行政組織条例の一部を改正する条例

行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同条第7号及び第8号を次のように改める。

（7）健康部

（8）こども育成部

第1条第12号を同条第14号とし、同条第11号中「土木みどり部」を「土木部」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同号の前に次の2号を加える。

（9）環境政策部

（10）資源循環部

第2条健康福祉部の部各号列記以外の部分中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同部中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同部の次に次のように加える。

健康部

（1）保健衛生に関すること（こども育成部が所掌するものを除く。）。

（2）地域医療に関すること。

第2条環境部の部各号列記以外の部分中「環境部」を「環境政策部」に改め、同部第1号中「環境対策」を「環境政策」に改め、同部第2号を削り、同部の次に次のように加える。

資源循環部

（1）廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第2条土木みどり部の部各号列記以外の部分中「土木みどり部」を「土木部」に改め、同部第4号を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政需要の変化に対応し、行政の効率的な執行を図るため、この条例を改正する。

(参照)

行政組織条例抜粋

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、本市に次の部を設ける。

(中略)

(6) 健康福祉部

(7) こども育成部

(8) 環境部

(中略)

(11) 土木みどり部

(12号略)

(事務分掌)

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(中略)

健康福祉部

(1) 保健衛生に関すること(こども育成部が所掌するものを除く。)

(2) 地域医療に関すること。

(中略)

環境部

(1) 環境対策に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(中略)

土木みどり部

(中略)

(4) 緑地及び公園に関すること。

(以下略)

## 議 長 の 報 告 (その2)

平成 22 年(2010 年)12 月 14 日

- 1 12 月 14 日 市長から、議案第 126 号及び第 127 号の提出を受けた。
- 2 12 月 14 日 市長から、諮問第 1 号の提出を受けた。
- 3 12 月 14 日 総務常任委員長から、審査報告書の提出を受けた。

平成 22 年 (2010 年) 12 月 14 日

市 議 会 議 員 様

総 務 部 長

平成 23 年度 (2011 年度) 行政組織改正 (案) の資料送付について

このたび、平成 23 年度 (2011 年度) 行政組織改正 (案) がまとまりましたので、関係資料を送付します。

なお、当該資料は、本日付けの総務常任委員会議案説明資料の参考資料として提出しております。

記

- ・ 送付資料 (平成 22 年第 4 回市議会定例会総務常任委員会説明資料 別冊)

平成 23 年度 (2011 年度) 行政組織改正 (案)

平成 22 年 (2010 年) 12 月 14 日

事務担当は、総務部行政管理課 組織・事務管理担当 櫻井 内線 6215

# 総務常任委員会説明資料

(議案説明資料)

(参考資料)

◎ 平成 23 年度 (2011 年度) 行政組織改正(案) ————— 別冊  
(平成 22 年 (2010 年) 12 月 14 日)

平成 22 年 (2010 年) 12 月 14 日  
総 務 部

# 平成23年度行政組織改正(案) (2011年度)

・平成23年度(2011年度)行政組織改正の概要	P.1
・現行組織・改正組織対照表	P.4
・組織数等増減表	P.10

平成22年(2010年)12月14日

総 務 部

# 平成23年度(2011年度)行政組織改正案について

## 基本方針

平成23年度(2011年度)の行政組織改正については、市民本位の行政運営のため、次の観点から柔軟で効率的な組織体制の整備を行う。

### ◎ 新しい基本計画を推進するための組織の活性化と市民満足度の向上

- 1 福祉政策と健康政策を機動的に行うための体制の整備
- 2 総合的な環境政策をより充実するための体制の整備
- 3 廃棄物の資源化と処理に特化した体制の整備
- 4 地方公営企業としての企業性を強化し、経営を効率化するための体制の整備
- 5 学校教育を一層充実、推進するための体制の整備
- 6 その他重要施策を推進するための体制の整備

## 行政組織改正案の概要

### 1 組織の整備

- (1) 福祉政策と健康政策を機動的に行うため、健康福祉部を「福祉部」に名称変更するとともに、「健康部」を新設する。
- (2) 総合的な環境政策をより充実するため、「環境政策部」を新設する。
- (3) 廃棄物の資源化と処理に特化した組織として、環境部を「資源循環部」に名称変更する。
- (4) 土木みどり部を「土木部」に名称変更する。
- (5) 地方公営企業としての企業性を強化し、経営を効率化するため、上下水道局業務部と上下水道局施設部を「上下水道局経営部」と「上下水道局技術部」に再編新設する。
- (6) 教育全般の総合調整を図るため、教育委員会事務局管理部を「教育委員会事務局教育総務部」に名称変更する。
- (7) 教育委員会事務局生涯学習部を廃止し、学校教育を一層充実、推進するため、「教育委員会事務局学校教育部」を新設する。
- (8) 健康福祉部健康福祉総務課を廃止し、「福祉部福祉総務課」を新設する。
- (9) 高齢者関連施策を円滑に展開するため、健康福祉部長寿社会課を廃止し、介護保険に特化した「福祉部介護保険課」及び「同部高齢福祉課」を新設する。
- (10) 健康福祉部保健所総務課を廃止し、「健康部健康総務課」を新設するとともに、

- 「同部地域医療推進課」、「同部保健所健康づくり課」、「同部保健所生活衛生課」、「同部健康安全科学センター」を健康福祉部から移管する。
- (11) 子ども手当の給付など担当業務が拡大し、今後も一定の業務量が継続するため、「こども育成部こども青少年給付課」を新設する。
- (12) 環境政策を企画・立案し推進する「環境政策部環境企画課」を新設するとともに、「同部環境管理課」を環境部から移管する。産業廃棄物関連業務は資源循環部資源循環推進課に移管する。
- (13) 「環境政策部緑地管理課」、「同部公園建設課」を土木みどり部から移管する。
- (14) 環境部自然・環境政策課を廃止する。
- (15) 環境部環境総務課、同部環境施設課、同部環境第1事務所、同部環境第2事務所を廃止し、「資源循環部資源循環総務課」、「同部資源循環施設課」、「同部資源循環第1事務所」、「同部資源循環第2事務所」を新設する。
- (16) 土木みどり部土木みどり総務課を廃止し、「土木部土木総務課」を新設する。
- (17) 上下水道局業務部総務課、同部財務課、同部料金課、同部給排水相談課を廃止し、「上下水道局経営部総務監理課」、「同部経理料金課」、「同部資産活用課」を新設するとともに、「上下水道局経営部経営企画課」を上下水道局業務部から移管する。
- (18) 上下水道局施設部計画課、同部修理保全課、同部水道施設課、同部浄水課、同部下水道整備課を廃止し、「上下水道局技術部技術推進課」、「同部給排水課」、「同部水運用課」、「同部水道管路整備課」、「同部水道管路維持課」、「同部下水道管渠課」を新設するとともに、「上下水道局技術部水再生課」を上下水道局施設部から移管する。
- (19) 教育委員会事務局生涯学習部学校教育課を廃止し、学校教育に関わる指導業務に特化して学校の指導力向上と児童・生徒の学力向上を図る「教育委員会事務局学校教育部教育指導課」と、いじめ・不登校や特別支援教育など全ての子どもたちへの支援を強化する「同部支援教育課」を新設する。
- (20) 「教育委員会事務局学校教育部学校保健課」、「同部スポーツ課」、「同部教育研究所」を教育委員会事務局生涯学習部から移管する。
- (21) 「教育委員会事務局教育総務部生涯学習課」、「同部中央図書館」、「同部自然・人文博物館」、「同部美術館」を教育委員会事務局生涯学習部から移管する。

## 2 執行体制の整備

- (1) 「健康福祉部担当部長(地域医療推進担当)」を廃止する。
- (2) 「環境部担当部長(自然・環境政策担当)」を廃止する。
- (3) 自然環境施策を総合的に推進するため、「環境政策部担当課長(自然環境担当)」を配置する。
- (4) 「健康福祉部担当課長(高齢者福祉担当)」を廃止する。
- (5) 「健康福祉部担当課長(疾病予防担当)」を「健康部担当課長(疾病予防担当)」に移管する。
- (6) 「こども育成部担当課長(こども給付担当)」を廃止する。
- (7) 「教育委員会事務局管理部担当課長(教育政策担当)」を「教育委員会事務局教育総務部担当課長(教育政策担当)」に移管する。
- (8) 「教育委員会事務局生涯学習部担当課長(教育情報担当)」を廃止する。

# 現行組織・改正案対照表

新設

## ○市長事務部局

現 行	改 正 案
<p><b>健康福祉部 (11課・1担当部長・2担当課長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉総務課</li> <li>指導監査課</li> <li>担当部長 (地域医療推進担当)</li> <li>地域医療推進課</li> <li>障害福祉課</li> <li>生活福祉課</li> <li>長寿社会課</li> <li>担当課長 (高齢者福祉担当)</li> <li>健康保険課</li> <li>保健所総務課</li> <li>保健所健康づくり課</li> <li>担当課長 (疾病予防担当)</li> <li>保健所生活衛生課</li> <li>健康安全科学センター</li> </ul>	<p><b>福祉部 (6課)</b></p> <p><b>健康福祉部 (11課・1担当部長・2担当課長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 福祉総務課</li> <li>健康福祉総務課</li> <li>指導監査課</li> <li>担当部長 (地域医療推進担当)</li> <li>地域医療推進課</li> <li>障害福祉課</li> <li>生活福祉課</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 介護保険課</li> <li>長寿社会課</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 高齢福祉課</li> <li>担当課長 (高齢者福祉担当)</li> <li>健康保険課</li> <li>保健所総務課</li> <li>保健所健康づくり課</li> <li>担当課長 (疾病予防担当)</li> <li>保健所生活衛生課</li> <li>健康安全科学センター</li> </ul> <p><b>健康部 (5課・1担当課長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 健康総務課</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 地域医療推進課</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 保健所健康づくり課</li> <li>担当課長 (疾病予防担当)</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 保健所生活衛生課</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 健康安全科学センター</li> </ul>

- \* 福祉政策と健康政策を機動的に行うために、健康福祉部を「福祉部」と名称変更するとともに、「健康部」を新設する。
- \* 健康福祉部担当部長 (地域医療推進担当) を廃止する。
- \* 健康福祉部健康福祉総務課を廃止し、「福祉部福祉総務課」を新設する。
- \* 高齢者関連施策を円滑に展開するため、健康福祉部長寿社会課を廃止し、介護保険に特化した「福祉部介護保険課」及び「同部高齢福祉課」を新設する。(健康福祉部担当課長 (高齢者福祉担当) を廃止する。)

- \* 健康福祉部保健所総務課を廃止し、「健康部健康総務課」を新設するとともに、「同部地域医療推進課」、「同部保健所健康づくり課」、「同部担当課長 (疾病予防担当)」、「同部保健所生活衛生課」、「同部健康安全科学センター」を健康福祉部から移管する。

## 現行組織・改正案対照表

新設    ——— 廃止

### ○市長事務部局

現 行	改 正 案
<p>こども育成部（5課・1担当課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── こども青少年企画課</li> <li>├── こども青少年支援課</li> <li>├── .....担当課長（こども給付担当）</li> <li>├── こども健康課</li> <li>├── 保育課</li> <li>└── 児童相談所</li> </ul>	<p>こども育成部（6課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── こども青少年企画課</li> <li>├── こども青少年支援課</li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">こども青少年給付課</span></li> <li>├── .....担当課長（こども給付担当）</li> <li>├── こども健康課</li> <li>├── 保育課</li> <li>└── 児童相談所</li> </ul>
<p>* 子ども手当の給付など担当業務が拡大し、今後 も一定の業務量が継続するため、こども育成部 担当課長（こども給付担当）を廃止し、「こども 育成部こども青少年給付課」を新設する。</p>	

## 現行組織・改正案対照表

新設

### ○市長事務部局

現 行	改 正 案
<p>環境部(10課(室)・1担当部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境総務課</li> <li>— 担当部長(自然・環境政策担当)</li> <li>— 自然・環境政策課</li> <li>— 環境管理課</li> <li>— 資源循環推進課</li> <li>— 環境施設課</li> <li>— 広域処理施設建設準備室</li> <li>— リサイクルプラザ</li> <li>— 南処理工場</li> <li>— 環境第1事務所</li> <li>— 環境第2事務所</li> </ul>	<p>環境政策部(4課・1担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境企画課</li> <li>— 担当課長(自然環境担当)</li> <li>— 環境管理課</li> <li>— 緑地管理課</li> <li>— 公園建設課</li> </ul> <p>資源循環部(8課(室))</p> <p>環境部(10課(室)・1担当部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 資源循環総務課</li> <li>— 環境総務課</li> <li>— 担当部長(自然・環境政策担当)</li> <li>— 自然・環境政策課</li> <li>— 環境管理課</li> <li>— 資源循環推進課</li> <li>— 資源循環施設課</li> <li>— 環境施設課</li> <li>— 広域処理施設建設準備室</li> <li>— リサイクルプラザ</li> <li>— 南処理工場</li> <li>— 資源循環第1事務所</li> <li>— 環境第1事務所</li> <li>— 資源循環第2事務所</li> <li>— 環境第2事務所</li> </ul>

\* 総合的な環境政策をより充実するため、「環境政策部」を新設する。

\* 環境部担当部長(自然・環境政策担当)及び環境部自然・環境政策課を廃止する。

\* 環境政策を企画・立案し推進する「環境政策部環境企画課」を新設するとともに、「同部環境管理課」を環境部から移管する。産業廃棄物関連業務は資源循環部資源循環推進課に移管する。

\* 「環境政策部緑地管理課」、「同部公園建設課」を土木みどり部から移管する。

\* 自然環境施策を総合的に推進するため、環境政策部担当課長(自然環境担当)を配置する。

\* 廃棄物の資源化と処理に特化した組織として環境部を「資源循環部」に名称変更する。

\* 環境部環境総務課、同部環境施設課、同部環境第1事務所、同部環境第2事務所を廃止し、「資源循環部資源循環総務課」、「同部資源循環施設課」、「同部資源循環第1事務所」、「同部資源循環第2事務所」を新設する。

## 現行組織・改正案対照表

新設
 — 廃止

○市長事務部局

現 行	改 正 案
土木みどり部 (10課) ┌── 土木みどり総務課 ├── 交通計画課 ├── 道路管理課 ├── 道路建設課 ├── 道路補修課 ├── 道路維持課 ├── 河川課 ├── 緑地管理課 ├── 公園建設課 └── 傾斜地保全課	土木部 (8課) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土木部 (8課)</span> 土木みどり部 (10課) ┌── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土木総務課</span> ├── <del>土木みどり総務課</del> ├── 交通計画課 ├── 道路管理課 ├── 道路建設課 ├── 道路補修課 ├── 道路維持課 ├── 河川課 ├── <del>緑地管理課</del> ├── <del>公園建設課</del> └── 傾斜地保全課
<p>* 「土木みどり部」を「土木部」に名称変更する。</p> <p>* 土木みどり部土木みどり総務課を廃止し、「土木部土木総務課」を新設する。</p> <p>* 土木みどり部緑地管理課、同部公園建設課を「環境政策部」に移管する。</p>	

## 現行組織・改正案対照表

新設

### ○上下水道局

現 行	改 正 案
<p>上下水道局業務部(5課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 総務課</li> <li>├── 経営企画課</li> <li>├── 財務課</li> <li>├── 料金課</li> <li>└── 給排水相談課</li> </ul> <p>上下水道局施設部(6課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 計画課</li> <li>├── 修理保全課</li> <li>├── 水道施設課</li> <li>├── 浄水課</li> <li>├── 下水道整備課</li> <li>└── 水再生課</li> </ul>	<p>(全部改正)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>上下水道局経営部(4課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 総務監理課</li> <li>├── 経営企画課</li> <li>├── 経理料金課</li> <li>└── 資産活用課</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>上下水道局技術部(7課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 技術推進課</li> <li>├── 給排水課</li> <li>├── 水運用課</li> <li>├── 水道管路整備課</li> <li>├── 水道管路維持課</li> <li>├── 下水道管渠課</li> <li>└── 水再生課</li> </ul> </div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 水道事業及び下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理(経営)の時代」に移行したことや、技術の継承を行い技術力向上を図る等の観点から、「業務部」と「施設部」を「経営部」と「技術部」に再編新設する。</li> <li>* 総務課にコンプライアンスを推進する担当を設置し、「総務監理課」とする。</li> <li>* 経営企画課に新たな収入確保のため、増収策担当を設置する。</li> <li>* 財務課から用地管理を分離させ、新たに「資産活用課」を設置する。</li> <li>* 財務課と料金課を統合し「経理料金課」とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新技術の導入検討を推進するため、新たに「技術推進課」を技術部に設置する。</li> <li>* 給排水相談課を技術部に移管し、「給排水課」とする。</li> <li>* 施設の維持管理と効率的な水運用を推進するため、浄水課を「水運用課」と名称変更する。</li> <li>* 水道施設及び下水道施設を資産として捉え、適切に資産を管理する手法(アセットマネジメント手法)の導入を図るため、「水道管路整備課」、「下水道管渠課」とするとともに、水道管の漏水修理業務等を専門に行う「水道管路維持課」を設置する。</li> </ul>

# 現行組織・改正案対照表

新設
 — 廃止

## ○教育委員会事務局

現 行	改 正 案
<p>教育委員会事務局管理部 (3課・1担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 総務課</li> <li>├── 担当課長 (教育政策担当)</li> <li>├── 教職員課</li> <li>└── 学校管理課</li> </ul> <p>教育委員会事務局生涯学習部 (8課・1担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 生涯学習課</li> <li>├── 学校教育課</li> <li>├── 学校保健課</li> <li>├── スポーツ課</li> <li>├── 教育研究所</li> <li>├── 担当課長 (教育情報担当)</li> <li>├── 中央図書館</li> <li>├── 自然・人文博物館</li> <li>├── 博物館運営課</li> <li>├── 美術館</li> <li>└── 美術館運営課</li> </ul>	<p>教育委員会事務局教育総務部 (7課・1担当課長)</p> <p>教育委員会事務局管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 総務課</li> <li>├── 担当課長 (教育政策担当)</li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生涯学習課</span></li> <li>├── 教職員課</li> <li>├── 学校管理課</li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中央図書館</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自然・人文博物館</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">博物館運営課</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">美術館</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">美術館運営課</span></li> </ul> <p>教育委員会事務局学校教育部 (5課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育指導課</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">支援教育課</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校保健課</span></li> <li>├── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">スポーツ課</span></li> <li>└── <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育研究所</span></li> </ul> <p>教育委員会事務局生涯学習部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 生涯学習課</li> <li>├── 学校教育課</li> <li>├── 学校保健課</li> <li>├── スポーツ課</li> <li>├── 教育研究所</li> <li>├── 担当課長 (教育情報担当)</li> <li>├── 中央図書館</li> <li>├── 自然・人文博物館</li> <li>├── 博物館運営課</li> <li>├── 美術館</li> <li>└── 美術館運営課</li> </ul>

- \* 生涯学習部を廃止し、学校教育を一層充実、推進するため、「学校教育部」を新設する。
- \* 生涯学習部学校教育課を廃止し、学校教育に関わる指導業務に特化して学校の指導力の向上と児童・生徒の学力向上を図る「学校教育部教育指導課」と、いじめ・不登校や特別支援教育など全ての子どもたちへの支援を強化する「同部支援教育課」を新設する。
- \* 「学校教育部学校保健課」、「同部スポーツ課」、「同部教育研究所」を生涯学習部から移管する。

- \* 教育全般の総合調整を図るため、管理部を「教育総務部」に名称変更する。
- \* 「教育総務部生涯学習課」、「同部中央図書館」、「同部自然・人文博物館」、「同部美術館」を生涯学習部から移管する。
- \* 教育情報について一定の結論を導き出したので教育委員会事務局生涯学習部担当課長(教育情報担当)を廃止する。

# 平成23年度組織改正に伴う組織数等増減表

## 組織数増減表

区分	平成22年度		平成23年度		増減	
	部	課	部	課	部	課
市長部局	12(14)	82(91)	14	84(92)	2(0)	2(1)
上下水道局	2	11	2	11		
消防局	1	8	1	8		
教育委員会事務局	2	11(13)	2	12(13)		1(0)
選挙管理委員会事務局	1	1	1	1		
監査委員事務局	1	1	1	1		
市議会事務局	1	2	1	2		
合計	20(22)	116(127)	22	119(128)	2(0)	3(1)

※( )内は執行体制としての担当部・担当課を含む数

### 部の廃止 $\Delta 3$

教育委員会事務局生涯学習部 上下水道局業務部 上下水道局施設部

### 部の新設 +5

健康部 環境政策部 教育委員会事務局学校教育部 上下水道局経営部 上下水道局技術部

### 部の名称変更

福祉部←健康福祉部 資源循環部←環境部 土木部←土木みどり部  
教育委員会事務局教育総務部←教育委員会事務局管理部

### 課の廃止 $\Delta 19$

健康福祉総務課 長寿社会課 保健所総務課 環境総務課 自然・環境政策課 環境施設課 環境第1事務所  
環境第2事務所 土木みどり総務課 (上下水道局業務部) 総務課 財務課 料金課 給排水相談課  
(上下水道局施設部) 計画課 修理保全課 水道施設課 浄水課 下水道整備課  
(教育・生涯学習部) 学校教育課

### 課の新設 +22

福祉総務課 介護保険課 高齢福祉課 健康総務課 こども青少年給付課 環境企画課  
資源循環総務課 資源循環施設課 資源循環第1事務所 資源循環第2事務所 土木総務課  
(上下水道局経営部) 総務監理課 経理料金課 資産活用課 (上下水道局技術部) 技術推進課 給排水課  
水運用課 水道管路整備課 水道管路維持課 下水道管渠課 (教育・学校教育部) 教育指導課 支援教育課

### 課の移管

地域医療推進課 保健所健康づくり課 保健所生活衛生課 健康安全科学センター (以上、健康部←健康福祉部)  
環境管理課 (環境政策部←環境部) 緑地管理課 公園建設課 (以上、環境政策部←土木みどり部)  
経営企画課 (上下水道局経営部←上下水道局業務部) 水再生課 (上下水道局技術部←上下水道局施設部)  
生涯学習課 中央図書館 自然・人文博物館 美術館 (以上、教育・教育総務部←教育・生涯学習部)  
学校保健課 スポーツ課 教育研究所 (以上、教育・学校教育部←教育・生涯学習部)

## 執行体制増減表

### 担当部長 廃止 $\Delta 2$

平成22年度	担当部長	平成23年度	担当部長
②	健康福祉部担当部長 (地域医療推進担当)		廃止
	環境部担当部長 (自然・環境政策担当)		廃止

### 担当課長等 新設 +1 廃止 $\Delta 3$

平成22年度	担当課長等	平成23年度	担当課長等
⑩	政策推進部担当課長 (政策担当)	⑨	政策推進部担当課長 (政策担当)
	政策推進部担当課長 (自治基本条例担当)		政策推進部担当課長 (自治基本条例担当)
	総務部担当課長 (行政改革推進担当)		総務部担当課長 (行政改革推進担当)
	市民部担当課長 (市民協働推進担当)		市民部担当課長 (市民協働推進担当)
	健康福祉部担当課長 (高齢者福祉担当)		廃止
	健康福祉部担当課長 (疾病予防担当)		健康部担当課長 (疾病予防担当)
	こども育成部担当課長 (こども給付担当)		廃止
	経済部担当課長 (集客・シティセールス担当)		経済部担当課長 (集客・シティセールス担当)
	経済部担当課長 (YRP研究開発推進担当)		経済部担当課長 (YRP研究開発推進担当)
	教育委員会管理部担当課長 (教育政策担当)		教育委員会教育総務部担当課長 (教育政策)
教育委員会生涯学習部担当課長 (教育情報担当)	廃止		
			(新) 環境政策部担当課長 (自然環境担当)

平成22年(2010年)12月14日

横須賀市議会議長 山下 薫 様

総務常任委員長 青木 秀介

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された議案の審査結果について、委員会規則第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

議案番号	件	名
議案第127号	行政組織条例中改正について	

原案を可決すべきものと決定

## 議長の報告(その2)

平成22年(2010年)12月14日

- 1 12月14日 市長から、議案第126号及び第127号の提出を受けた。
- 2 12月14日 市長から、諮問第1号の提出を受けた。
- 3 12月14日 総務常任委員長から、審査報告書の提出を受けた。